

奥多摩町プレミアム付商品券 加盟店募集

2019年10月に予定されている消費税増税に伴い、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券が販売されます。

そこで、奥多摩町内でプレミアム付商品券を利用できる加盟店を募集いたします。

加盟店に登録を希望する事業所様は裏面の加盟店登録申込書に必要事項をご記入の上、ご登録をお願いいたします。

有効期限：2019年10月1日(火)～2020年2月29日(土)

※有効期限を過ぎた商品券は無効となり利用できません。

商品券名：奥多摩町プレミアム付商品券

発行額面：1枚500円(1冊10枚綴り)

発行額：4,000万円(最大)



◆ 取扱加盟店登録資格 ◆

- ・奥多摩町内にて店舗を有し事業を営んでいる事業所。
- ・奥多摩町暴力団排除条例(平成24年奥多摩町条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団関係者と認められる者で無い事業所。

なお、青梅商工会議所は上記取扱加盟店登録資格に適するか否かの判断をする権利を有します。

購入対象者：商品券購入引換券を持つ住民税非課税の方および子育て世帯主(学齢3歳未満の子供のいる世帯)



プレミアム率25%!

4,000円で5,000円分のお買物ができる



説明会開催

- 事前説明会(プレミアム商品券の概要説明)
7月25日(木) 14:00～
会場：奥多摩福社会館 1階集会室
- 詳細説明会(換金等に係る手続き等の詳細説明)
9月11日(水) 14:00～
会場：奥多摩町役場 地下1階会議室

裏面の取扱加盟店申込書に必要事項をご記入の上、
加盟店の登録をお願いします。

◆ 加盟店申込締切日：2019年8月9日(金)

※締切日以降にも加盟店への登録申込を受付いたしますが、加盟店一覧等に事業所情報が掲載されない場合がありますので、予めご了承ください。



FAX. 0428-23-1122

奥多摩町プレミアム付商品券

取扱加盟店登録申込書

◎商品券換金までの流れ



※ 締切日＝8月9日（金）締切日以降にお申込みの場合、加盟店一覧表に事業所名等が掲載されない場合がありますのでご了承ください。

※ 複数の店舗等を有する事業所様につきましては、店舗ごとに登録が必要です。

◆ 取扱加盟店登録資格 ◆

- ・奥多摩町内にて店舗を有し事業を営んでいる事業所。
- ・奥多摩町暴力団排除条例（平成24年奥多摩町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団関係者と認められる者で無い事業所。

なお、青梅商工会議所は上記取扱加盟店登録資格に適するか否かの判断をする権利を有します。

※ 上記の取扱加盟店登録資格を了承したうえでお申込みください。

※ 下記内容で加盟店一覧を作成いたします。

年 月 日

事業所住所	〒198- 奥多摩町
電話番号	0428 - -
事業所名	
業種	小売・卸売業 サービス業 飲食業 その他
主な取扱品目 <small>（加盟店一覧に掲載します）</small>	<small>（10文字以内）</small> ----- <small>（記入例）洋菓子、蕎麦、理容業、家電販売・工事、介護サービス、自動車販売整備、など</small>
事前説明会	7月25日（木）の事前説明会に 参加する ・ 参加しない

※ 本事業は奥多摩町より青梅商工会議所が委託を受けている事業です。

問合せ先

青梅市上町373-1
青梅商工会議所 地域振興課 TEL. 0428-23-0111
平日 8:30～17:00（土曜・日曜・祝日は除く）